

○西紋別地区環境衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例

制定 令和3年9月28日 条例第3号

西紋別地区環境衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和51年条例第1号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき西紋別地区環境衛生施設組合(以下「組合」という。)が行う一般廃棄物の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、次項に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合市町村 西紋別地区環境衛生施設組合同約(昭和50年4月1日網振興第509号指令)第2条に規定する紋別市、滝上町、興部町、雄武町及び西興部村をいう。
- (2) ごみ処理施設 西紋別地区環境衛生施設組合ごみ処理施設設置条例(平成24年条例第1号)第1条で規定する西紋別地区環境衛生施設組合ごみ処理施設をいう。

(組合の責務)

第3条 組合は、一般廃棄物の処理にあたっては、法に定める処理基準を順守し生活環境の保全上支障が生じないよう適正な処理に努めなければならない。

2 組合は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施にあたっては、ごみ処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その効率的な運営に努めなければならない。

(搬入者の責務)

第4条 処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、事前に一般廃棄物の減量及び分別に努めるほか、一般廃棄物の適正な処理に関する組合の施策に協力しなければならない。

(組合が処分を行う一般廃棄物)

第5条 組合長は、一般廃棄物の処理に関する法律及びごみ処理施設の処理能力に照らし、その適正な処理が困難であると認められるものを規則で定め指定することができる。

(一般廃棄物を搬入できる者)

第6条 ごみ処理施設に一般廃棄物を搬入することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 組合市町村の委託又は法第7条に基づく許可により一般廃棄物の収集運搬を行う者
- (2) 組合市町村が特に認めた者
- (3) その他組合長が特に認めた者

(搬入できない一般廃棄物)

第7条 ごみ処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、次に掲げる一般廃棄物を搬入してはならない。

- (1) 第5条の規定による受入基準に適合しないもの
- (2) 人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するもの
- (3) 特別管理一般廃棄物のほか、有害性、爆発性、引火性その他危険性のあるもの
- (4) 前各号に定める物のほか組合が行う処理に関し著しい支障を及ぼすものとして組合長が別に定めるもの

2 組合長は、前項の規定により搬入してはならないこととされている一般廃棄物を搬入しようとする者に対し、一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(ごみ処理手数料)

第8条 ごみ処理手数料は、組合市町村ごとに条例で定めるものとする。ただし、次の表に掲げる一般廃棄物については、同表に掲げる処理手数料を組合が搬入者から徴収するものとする。

一般廃棄物の種類	ごみ処理手数料
紋別市廃棄物中間処理施設管理規則（平成12年紋別市規則第29号）第2条に規定する一般廃棄物処理施設から搬入される資源ごみ選別残さ	平成24年西紋衛組告示第2号に基づき選定された受託事業者との基本協定に基づく変動費の単価に相当する額
第6条に規定する者が搬入した動物の死体	組合が処理を委託した業者との契約単価額

(一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格)

第9条 法第21条第3項に規定にする条例で定める組合が設置するごみ処理施設に置く技術管理者の資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）の理学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）の理学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科若しくは化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると組合長が認める者（規則への委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。